

【改正後全文】

社援第2395号
平成12年10月25日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生省社会・援護局長

生活保護法による保護施設に対する指導監査について

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）により、生活保護法第44条第1項に基づく保護施設に対する指導監査が、法定受託事務と位置づけられ、地方自治法第245条の9では、国は、地方公共団体が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準（以下「処理基準」という。）を定めることができることと規定されたところである。

これに伴い、都道府県知事等が行う保護施設監査の事務については、地方自治法第245条の9に基づく処理基準として、別添のとおり「生活保護法保護施設指導監査要綱」を定め、平成12年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、本通知の施行に伴い、「生活保護法による保護施設に対する指導監査について」（平成12年3月31日社援第872号厚生省社会・援護局長通知）は廃止する。

生活保護法保護施設指導監査要綱

1 指導監査の目的

保護施設に対する指導監査は、生活保護法第44条第1項の規定に基づき、関係法令、通知による事業運営、施設運営についての指導事項について監査を行うとともに、運営全般について助言、一般監査指導を行うことによって、適正な事業運営及び施設運営を図るものであること。

2 指導監査方法等

(1) 指導監査は、「一般監査」と「特別監査」とし、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）において定める「保護施設指導監査事項」に基づき、関係書類を閲覧し関係者からの聴取により行い、効果的な指導監査の実施に努めること。

ア 一般監査

一般監査は、原則として全ての保護施設に対し、年1回実地監査を行うなど、計画的に実施すること。ただし、前年度における実地監査の結果、特に重大な運営上の問題点がない施設については、実地監査を2年に1回、適正な施設運営が概ね確保されていると認められる施設については、実地監査を3年に1回として差し支えないこと。

イ 特別監査

特別監査は、次のいずれかに該当する場合に行うものとし、改善が図られるまで重点的かつ継続的に特別監査を実施すること。

- (ア) 事業運営及び施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき
- (イ) 最低基準に違反があると疑うに足りる理由があるとき
- (ウ) 指導監査における問題点の是正改善がみられないとき
- (エ) 正当な理由がなく、一般監査を拒否したとき

(2) 指導監査計画等

ア 一般監査

保護施設に対する一般監査の実施に当たっては、監査方針、実施時期及び具体的方法等について実施計画を策定するなど、計画的に実施すること。

なお、実施計画を策定するなど、指導監査の実施につき検討する場合には、前年度の指導監査の結果等を勘案して当該年度の重点事項を定め、その効果的実施について十分留意すること。

イ 特別監査

特別監査は、不正又は著しい不当、最低基準違反等の問題を有する保護施設を対象として隨時実施すること。

(3) 指導監査の連携

施設と法人の運営は相互に密接な関係を有するものであることから、施設監査は法人監査における指摘事項を把握した上で実施することが望ましいこと。

また、指導監査を実施するに当たり、後記(4)エの「準備すべき書類等」に関し、施設監査と法人監査において重複する資料がある場合などは、施設及び法人に、新たに過度な事務負担が生じることがないように配慮すること。

(4) 指導監査の実施通知

都道府県等は、指導監査の対象となる保護施設を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により、当該保護施設に通知するものとする。

ア 指導監査の根拠規定

イ 指導監査の日時及び場所

ウ 監査担当者

エ 準備すべき書類等

3 指導監査後の措置

(1) 指導監査結果の通知等

指導監査の終了後は、施設長等関係職員の出席を求め、指導監査の結果及び改善を要すると認められた事項について講評及び指示を行うものとし、後日文書によって指導の通知を行うものとする。

(2) 改善報告書の提出

文書で指示した事項については、期限を附して具体的改善措置状況を示す資料の提出を求める。

また、必要に応じ監査担当者を派遣してその改善状況を確認すること。

(3) 改善命令等

上記（1）の指導監査結果通知の事項について、改善措置が講じられない場合は、個々の内容に応じ、生活保護法第45条の規定に基づき改善命令等所要の措置を講ずること。

4 指導監査結果の報告等

都道府県等が実施した各年度の監査結果については、別に定める様式によりこれを提出すること。